資料　５

第３次新潟市障がい者計画

骨子

第１部　総論

１　計画策定の趣旨

これまでの経緯や時代背景を織り交ぜながら策定趣旨を記載

２　計画の位置づけ

法的位置付けを記載

３　基本理念及び基本的考え方

第２次計画の内容を基本に記載

４　計画の期間

平成27年度から6年間である旨を記載

５　障がい者とは

本計画の対象となる障がい者の捉え方について記載

６　計画の構成

計画の構成について記載

７　新潟市における障がい者の状況

手帳所持者数の推移などを記載

８　新潟市における障がい者のニーズ

アンケート調査の結果・分析について記載

第２部　各論

１　地域生活の支援

（１）相談支援体制の充実

■現状と課題

- ○　全区に相談支援事業者を、また４つの区に障がい児支援コーディネーターを配置することにより、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介、ピアカウンセリングなどを行い、障がい者が身近なところで相談や情報提供が受けられる体制の整備を図ってきました。
- ○　障がい福祉サービス事業者、雇用、教育といった関連する分野の関係者からなる地域自立支援協議会については、全体会のほか、運営事務局会議・区自立支援協議会・部会などを設置・運営してきました。
- ○　これからはさらに様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。
- ○　精神障がい者とその家族が抱える課題は多様化しており、１つの機関だけでは十分に対応しきれないことがあります。そのため、相談員には、精神疾患や障がいに関するより専門的な知識や支援技術が求められています。
- ○　障がい者が地域で自立して生活していくためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。

■施策の方向性

- ○　障がい者が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備を進めます。
- ○　障がい者の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター機能を構築し、困難事例や広域的な調整等に対応します。
- ○　各区役所や関連部署との連携を深め、職員や相談員の能力向上に努めます。

○　在宅サービスや経済的支援、権利擁護の相談などの必要な情報提供や支援を行います。

○　障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の相談に対応できるよう、夜間を含めた常時の連絡体制の確保に努めます。

○　発達障がい、難病、高次脳機能障がいなどへの対応については、それぞれの障がいに関する専門医療機関との連携および支援体制の充実に努めます。

○　発達障がいへの支援については、乳幼児期から途切れのない支援を行うため、関係機関との連携を図り、発達障がい支援センターを中心とした地域生活支援体制の整備に努めます。

○　自宅でのひきこもりに対する支援については、ひきこもりで悩むご本人や家族支援も含めた訪問支援活動を実施します。また、ひきこもりの実態調査等によりひきこもりの現状把握を行い、支援体制の在り方を検討します。

○　これらの相談支援体制を効果的に実施するため、地域自立支援協議会等により、関係機関のネットワーク構築を図るとともに、当事者からの意見を反映させながら、困難事例への対応方法、地域課題の抽出及び対応する施策について定期的に協議を行います。

（２）在宅サービスの充実

■現状と課題

○　ホームヘルプサービス、ショートステイ事業等は、障がい者の地域生活を支える上で、欠かすことのできないサービスであり、障がい者のニーズに適切に応えられる体制が必要です。

○　障がい者が地域で生活していく上で、住居の確保も大きな課題となっています。

○　ショートステイについては、利用者数・利用日数が年々増加していますが、市内の多くの事業所は空床利用型や併設型となっており、利用定員が限られているため、空室の不足や医療行為を要する重度者の受け入れ先の不足が課題となっています。

■施策の方向性

○　必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保していくとともに、サービスの質の向上に努めます。

○　サービスを安定的、継続的に提供するためには、多くの事業者の参入が不可欠であり、サービス供給基盤の整備に引き続き取り組んでいきます。

（３）経済的な支援

■現状と課題

○　障がい者に対する経済的な支援として特別障害者手当、特別児童扶養手当など各種手当の支給を行うほか、生活の安定を図ることを目的とした心身障害者扶養共済制度の運営を行っています。

○　福祉タクシーの利用助成や自動車改造費の助成により、重度障がい者の外出への負担軽減を図っています。

○　障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当の制度周知に努め、制度を有効に活用することが必要です。

■施策の方向性

○　障がい者の生活基盤の安定を図るため、各種手当の制度周知に努め、手当の適切な支給を行います。

○　移動が困難な重度障がい者の外出を支援する各種助成制度の周知徹底及び制度の利便性向上に努めます。

○　障がい福祉サービスの利用者負担については、市独自の負担軽減策を実施し、障がい者の経済的な負担の軽減を図ります。

（４）サービス基盤の充実

■現状と課題

○　地域での生活が可能な障がい者については、入所施設から地域生活への移行が求められていますが、一方で、入所施設の利用を希望する待機者が多数おり、入所したい方がすぐに入れない状況となっています。

○　短期入所やグループホーム、重症心身障がい者や強度行動障がい者が利用できる事業所などが不足しています。

○　特別支援学校卒業生が増加傾向にある中、日中活動系事業所が地域によって偏りがあります。

○　精神障がい者の地域移行については、精神科病院が行う退院促進の取組みの受け手となる地域の人的、物的資源の充実が重要となり、行政機関、精神科病院、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所が一体となって取組む体制が求められます。

■施策の方向性

○　障がい者が地域で自立して生活していくため、グループホームを始めとしたサービス基盤の整備・充実・質の向上に努め、地域生活への移行を促進します。

○　増加する特別支援学校卒業生に対応できるよう、生活介護事業所などの施設の充実に努めます。

○　精神障がい者の円滑な地域移行・地域定着に向けて、行政機関、精神科病院、関係事業所によるネットワークを強化し、人材育成を行い、各機関、事業所における支援技術の底上げを図ります。

（５）地域生活を支える人づくり

■現状と課題

○　障がい者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、お互いに理解し、助け合うことのできるコミュニティが必要であり、人と人とのつながりを育むことが大切です。

○　関係機関や団体等と連携した施策の展開が一層求められています。

■施策の方向性

○　地域生活支援事業などにより、在宅障がい者に対する福祉サービスの利用援助や、社会生活力を高めるための支援を行います。

○　障がい者やその家族による当事者活動の支援を行い、地域社会での共助の仕組みづくりを図ります。

○　社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと連携し、ボランティアやＮＰＯ法人などの活動を支援するとともに、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートします。

（６）スポーツ・文化活動の振興及び余暇活動の支援

■現状と課題

○ 障がい者の社会参加を支援する観点から、障がい者大運動会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会への参加支援を行っています。

○ 「福祉をかえる『アート化』セミナー」を開催し、障がい者がアート活動に取り組むための支援を行っています。

○ 地域住民と一緒に文化・スポーツ活動をさらに推進していくことが必要です。

■施策の方向性

○ 障がい者の健康づくりや生きがいづくりを促進するため、文化活動やスポーツ活動の機会を確保するとともに、より多くの障がい者や地域住民が気軽に参加できるよう、活動事業の内容を工夫し、広報していきます。

○ 障がい者のスポーツによる機能回復や体力維持を図るため、障がい者スポーツ指導者を養成するとともに、スペシャルオリンピックスを含めた障がい別のスポーツ活動への支援を行います。

○ 日常生活を豊かなものにするためには、余暇を使って趣味を行うなど、様々なことに興味を持つことが必要であり、余暇活動を充実したものにするための支援を行います。

（７）情報提供・コミュニケーション支援の充実

■現状と課題

○ 手話通訳者の配置や手話奉仕員・要約筆記奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業のほか、市報にいがたの点字版や音声版の作成・配布、広報テレビ番組における手話通訳の実施など、障がい者に必要な情報を提供しています。

○ 障がい者が地域で自立して生活していくためには、コミュニケーション支援は一層必要です。

○ 手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の確保が課題です。

■施策の方向性

○　障がい者が言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるよう努めます。

○　コミュニケーション支援を必要とする障がい者に対して、手話奉仕員、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣や養成を行い、地域で障がい者を支える人材を養成するとともにさらなるスキルアップを図ります。

○　インターネット、携帯電話などのＩＴを活用した情報提供を積極的に行うとともに、障がい者がパソコンなどのＩＴ機器を、気軽に利用できるようなサポート体制の充実を図ります。

○　市のホームページについても、内容の充実はもちろん、高齢者や様々な障がいがある利用者にも、利用にあたって不自由さを感じることのないようウェブアクセシビリティに配慮したページを作成していきます。

２　保健・医療・福祉の充実

（１）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援

■現状と課題

○　子どもたちの成長・発達の確認と育児支援を目的として、乳児健康診査・１歳６か月児健康診査・３歳児健康診査等を継続して実施するとともに、児童相談所や新潟市発達障がい支援センター「ＪＯＩＮ（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い、障がいの早期気づきと相談支援に努めています。

○　児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「ＪＯＩＮ（ジョイン）」、はまぐみ小児療育センター、医療機関など関係機関との連携を行い早期の気づきに努めています。

○　各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行っています。

○　幼児ことばとこころの相談センターでは、利用を希望する対象者が多く速やかな対応が困難となっています。

○　保護者が子どもの特性について十分理解できないまま、入園や入学を迎えることも多いことから、関係機関と連携を深めながら継続して支援する必要があります。

○　こころの健康センター、区役所、地域保健福祉センターでは、精神疾患や受診に関する相談に応じて訪問支援も実施しています。

○　学齢期・思春期には、様々な精神疾患が発症することから、教育機関への精神保健に関する普及啓発が課題です。

○　初期の段階での精神疾患の見極めは困難であることから、適切な医療につながりにくいのが現状であり、また近年は緊急の受診を必要とする相談も増えており、その対応も課題となっています。

■施策の方向性

○　今後は、さらに早期気づき・支援につなげるための乳幼児健康診査の充実と、障がいに気づいた後の専門的な相談を行う場である各区の発達相談、身近な地域での支援の場である各区の療育事業の充実に努め、専門機関との連携を図りながら、身近な地域での相談で保護者が子どもの特性について理解できるような体制の充実に努めます。

○　学齢期における精神疾患の支援について教育機関を中心に関係機関と連携し、効果的な対応について検討を行います。

○　児童相談所や、新潟市発達障がい支援センター「ＪＯＩＮ（ジョイン）」、医療機関など関係機関との連携を行い早期気づきに努めるとともに、障がいに気づいた後の身近な支援の場である各区の療育事業を展開します。

○　中核的機関として（仮称）こども発達支援センターを設置し、ことばや発達に遅れのみられる子への相談支援、早期療育を行います。

（２）医療及びリハビリテーションの支援

■現状と課題

○　医療面では、障がいを軽減するための「自立支援医療の給付」と、医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費助成」、「精神障がい者入院医療費助成」など、経済的な負担軽減を図っています。

○　医療や介護保険のリハビリテーションサービスの普及に伴い、行政での指導の必要性は減少しています。そのため機能訓練事業は廃止し、相談・指導が必要な者には、療法士が健康相談等で対応をしています。

■施策の方向性

○　障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療費助成を引き続き行うとともに、医療機関との連携・強化に努めます。

○　障がい者の口腔内が清潔に保たれ、適切に歯科保健医療が受けられるよう、口腔保健福祉センターを中心として、家族や福祉関係者への知識の普及や環境づくりに取り組んでいきます。

○　様々な脳疾患により高次脳機能障がいを有する人に対する支援のあり方を新潟県高次脳機能障害相談支援センターと検討し、その支援に努めます。

（３）精神保健と医療施策の推進

■現状と課題

○　精神障がい者の医療費にかかる経済的負担の軽減を図るため、平成26年9月1日から重度障がい者医療費助成の対象者に精神保健福祉手帳１級所持者を加え、医療費助成の拡充を実施しました。精神障がい者入院費医療費助成、自立支援医療（精神通院）の給付と併せて、経済的負担の軽減を図っています。

○　社会の複雑化や超高齢化社会の到来により、地域の支え合い力や家族力の低下が指摘されており、精神障がい者の支援においても新たな体制づくりが求められています。

○　本市の自殺者数は年々減少傾向にあるものの、依然として政令指定都市の中では最も高い水準にあります。

○ 精神科救急については、平成26年3月に県と共同で精神科救急情報センターを開設し、平成26年4月から、夜間の精神科救急医療体制の県内完全2ブロック化を実施しました。

○ 平成26年3月に策定した新潟市医療計画では、本市の精神科医療について、入院が長期化している傾向があること、身体合併症に対応できる医療機関が限られること、アルコール依存症の治療を行う医療機関が少なく、薬物依存症の治療を行う医療機関がないことなどの課題があげられています。

■施策の方向性

○ 区役所とこころの健康センターが連携し、精神科医療機関や障がい福祉サービス事業所等を含めた実効性のある体制を構築します。

○ 複雑多様化する精神疾患に対応するために、関係職員を対象とした専門的な研修を実施します。

○ 自殺対策としては、新潟市自殺総合対策行動計画に基づいて、引き続きセーフティネットの構築に努めるとともに、自殺未遂者などハイリスク者の支援を強化します。

○ 医療については、新潟市医療計画に基づき、新たな長期入院者を生まない体制づくりに向けての取り組みを推進します。

○ 精神科救急情報センターの機能を強化するとともに、平日日中の救急体制や、精神科病院と精神科診療所の協力体制について検討します。身体合併症に対応できるよう、精神科医療機関と一般医療機関の連携体制の構築を図ります。

○ 依存症などの専門医療については、医療だけでなく保健及び福祉サービスとの協働により、総合的な医療提供体制の強化を図ります。

３　療育・教育の充実

（１）就学前療育の充実

■現状と課題

○　就学前の児童には、療育を通じて心身の発達を促すとともに、将来の学校生活のための基礎づくりを行っています。

○　保護者への相談体制を整備し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの子育てへの不安を軽減しています。

○　保育所では、障がいの有無にかかわらず、集団保育を行うことで、児童の心身の発達を促し、社会生活に必要な基礎的能力を養成することに努めています。

○　各区の療育事業や幼児ことばとこころの相談センターにおいて、ことばや発達に遅れのみられる就学前の児童に対する発達支援を行っていますが、対象者が多く速やかな対応が困難となっています。

■施策の方向性

○　障がい児が、身近な地域で療育支援が受けられるよう、地域での体制を整備するとともに、発達障がい支援センター、（仮称）こども発達支援センターなどの専門機関の充実を図ります。

○　各園における障がい児支援の中心的役割を果たす発達支援コーディネーターの配置を進めるほか、研保育所への専門相談員の派遣などにより療育体制の充実を図ります。

○　市内すべての保育園で障がい児の受け入れ体制を整備しています。

（２）学校教育の充実

■現状と課題

○　障がいのある子どもの自立と社会参加を目指して、障がい特性に応じたきめ細かな教育の充実を図っています。

○　共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築を進めていく必要があります。そのために、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応えることができるように多様な学びの場の充実や関係機関との連携を深める必要があります。

- ○　児童・生徒の個々のニーズや特性に応じた個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成と共に合理的配慮の提供を進めることが必要です。個々の児童生徒の課題解決のためのきめ細かな把握と指導の充実、さらに、指導にあたる教職員の理解の促進と協力体制の構築ならびに、指導力の向上が必要です。

■施策の方向性

- ○　個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進め、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室等の多様な学びの場の整備や医療や福祉等の関係機関との連携体制の整備を含めて、よりよいあり方を検討します。また、児童・生徒の学習環境を充実させる観点から、校舎等の改修や備品、教材、支援機器等の充実も図り合理的配慮の提供を進めます。
- ○　通常の学級に在籍する、支援や配慮を必要とする児童・生徒について、教職員の早期の気付きや適切な理解を深めるために、特別支援教育コーディネーターを核として、校内に設置している校内委員会の機能の充実を図っていきます。また、校内委員会の中心となる特別支援教育コーディネーターに対して、指導力の向上を図るために研修内容の工夫を図ります。
- ○　通常の学級や特別支援学級に在籍する、配慮や支援が必要な児童生徒に対する人的な支援として介助員や特別支援教育ボランティアをニーズに応じて配置をしていきます。
- ○　個別指導の充実については、障がい等がある児童・生徒だけでなく、通常学級に在籍する支援や配慮の必要な児童・生徒も、各学校で「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援に取り組むように努めます。
- ○　就学や進学および就労など将来の方向性について、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に進めていきます。
- ○　「入学支援ファイル」や「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」をもとに学校や関係機関への情報の共有化に努めるとともに、それらの作成率の向上に努め、次の段階に必要な支援や配慮が適切に繋がるように努めていきます。

○　教職員の理解促進や指導力の向上のため、教職員のニーズを把握しながら、総合教育センターや特別支援教育サポートセンターで開催している特別支援教育に関する研修会の内容の充実に努めていきます。

（３）放課後等活動の充実

■現状と課題

○　学校に就学している障がい児について、授業の終了後又は休業日に放課後等デイサービス事業や放課後支援事業を行い、子どもたちの健全な育成を図りました。

○　長期休暇時を中心に利用者が増加していることから、受け入れ拡大を検討していく必要があります。

■施策の方向性

○　放課後等デイサービスなどの放課後等の居場所づくりを推進し、学校と連携しながら障がい児の放課後等活動の充実に努めます。

○　福祉施設などにおける日中一時支援事業、ひまわりクラブでの障がい児の受け入れなど、より身近な地域での放課後等活動の充実を図ります。

４　雇用促進と就労支援

（１）雇用促進と一般就労の支援

■現状と課題

○　法改正等により障がい者雇用に対する企業の関心は高まっており、障がい者の就職件数や新規求職申込件数は年々増加しています。

○　第3期新潟市障がい福祉計画における、福祉施設から一般就労への移行者は、Ｈ26年度末に72名とする目標に対し、Ｈ25年度末には既に101名に達しました。

○　新潟県内における障がい者雇用率は1.65％と全国平均1.76を下回っており、全国46位と低迷しています。（Ｈ25.6.1調査）

○　これまで障がい者職業能力向上支援事業によりセミナーや刊行物等により障がい者雇用の普及、啓発に努めてきましたが、H25年10月に新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設し、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した直接支援が可能となりました。

■施策の方向性

○　新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を中核として、一人ひとりの障がい特性に応じた伴走型支援を継続するとともに、事業主からの相談に応じます。

○　障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業の職業訓練により、障がい者の職業準備性や働く意欲を向上させると共に、関係機関との連携を図りながら障がい者雇用企業や実習先の開拓を行います。

○　職場の定着支援については、障がい者雇用奨励助成金を引き続き支給すると共に、民間団体とも連携し、障がい者を雇用している企業への支援も実施していきます。

○　農業など地域特性を生かした職域の拡大を図ります。

（２）福祉施設等への就労の支援

■現状と課題

○　これまで地域活動支援センターへの運営費補助や、就労支援施設の整備を行ってきました。こうした施設では、企業での就労が難しい障がい者の就労の場としての機能とともに、日常的な相談支援や仲間づくりの支援、社会経験の場づくりなど、様々な機能を果たしており、地域生活支援の貴重な資源の一つとなっています。

○　多くの地域活動支援センターでは商品開発や製作能力、販路に限界があり、また、当事者・関係者による経営が中心であることから、そこで支払われる工賃は低額で、施設の経営も厳しい状況です。

○　平成18年9月にオープンした「まちなかほっとショップ」では、障がい者が作った製品や作品の販売支援を行っています。

○　今後は、商品開発力の向上、共同受注等による工賃の増額のための取り組みの支援が必要です。

■施策の方向性

○　「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者施設や障がい者を雇用している企業からの製品の買い入れや役務の提供を、市が率先して活用します。

○　授産製品や請負業務のＰＲに努め、その販路拡大に努めます。

５　生活環境の整備

（１）住宅環境の整備

■現状と課題

○　障がい者やその同居家族に対し、住宅環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新・増築、改築、改造、購入のために障がい者住宅整備資金融資を行っています。

○　在宅の重度障がい者がいる世帯に対し、障がい者の住居に適するように改造するために障がい者向け住宅リフォーム助成事業を実施しています。

○　住宅のバリアフリー化や多様な住まいの確保等への支援が必要です。

■施策の方向性

○　障がい者の生活の場を確保するため、各種事業を展開し、誰もが生活しやすい住宅の提供の促進を図るとともに、住宅に困窮する低所得の障がい者に配慮するため、市営住宅の建て替えに際しては、障がい者向け住宅として整備するほか、ユニバーサルデザイン化を図ります。

○　各種制度のより一層の周知を進めるほか、民間事業者とも協力・連携しながら、身近な地域における障がい者の住居の確保を支援していきます。

（２）安心・安全なまちづくりの推進

■現状と課題

○　障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、交通機関や歩道・建物のバリアフリー化を進める必要があります。

○　バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）および「新潟市交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅、道路、信号機等のバリアフリー化を各事業者・管理者と一体的に進めています。

○　障がい者や高齢者を含めたすべての人が建物、道路、公園、交通機関などを自由に利用できるまちづくりを進める必要があります。

○　市民への啓発事業として「まちなか障がい福祉フェス」を開催し、障がいや障がい者への関心や理解を深めるイベントを実施しています。

■施策の方向性

○　従来実施してきた事業を確実に進めるとともに、道路や建物、交通機関等のハード面のバリアだけでなく、市民の心（ソフト）のバリアを取り除くため、市民や民間企業の意識の向上を図り、また理解や協力を得られるよう福祉のまちづくり推進事業を展開していきます。

（３）防災対策及び災害時支援体制の整備

■現状と課題

○　安全な日常生活を送ることができるよう、障がい者あんしん連絡システムにより、一人暮らしの重度身体障がい者の日常生活の安全を確保するため、緊急通報装置を設置し、24時間体制で、緊急時の対応やサービス提供機関への連絡調整を行っています。

○　消防局の「消防情報システム」に登録するなどして、出動した各消防隊へ速やかに情報を共有することにより、安全・迅速・確実な消防救助活動が行われています。

○　聴覚等に障がいがあり、口頭による１１９番通報が困難な方々に対し、ファックスやメールによる１１９通報を可能とした緊急通報システムを確立しています。

○　自主防災組織等に自力避難が困難な状態である方の名簿として「災害時要援護者名簿」の提供を行っていますが、同組織等に対して避難支援が適切に行えることを確認していただくことや支援体制作りを行うよう指導しています。

■施策の方向性

○　高齢者や障がい者、難病患者等、災害時に自力で避難できない人や避難に時間を要する人で、家族などの援護が望めない人などを対象に、迅速な避難支援体制が図れるように、災害時要援護者名簿を作成・更新し、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員などに配布します。

○　災害時のおける共助の仕組みづくりを行うとともに、日頃から地域でお互いに助け合おうとする意識の醸成を図り、自主防災組織や協力自治会による要援護者避難支援計画の作成を支援します。

○　当事者や障がい者施設などへの防災情報の提供に努めます。

○　大規模災害により、避難所が開設された場合には、必要に応じ福祉避難所を開設し、障がい者が安心して避難生活を続けられるよう、障がいの特性に応じたきめ細かい支援を行うとともに、特性に応じた情報提供や必要な福祉用具等にも速やかに対応するよう努めます。

○　被災生活の長期化にともない必要となる相談支援体制についても、関係機関や福祉施設などとの連携を図りながら、支援体制の充実に努めます。

（４）防犯・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

■現状と課題

○　近年、悪質商法による消費者被害が拡大し社会問題化しています。特に判断能力に不安のある障がい者が、だまされたり、悪質な訪問販売などによる被害に遭うケースがあります。

○　障がい者が犯罪や消費者トラブルの被害者にならないための問題意識を高めてもらう一方で、家族をはじめ地域の人々の見守り活動も重要です。

■施策の方向性

○ グループホームや通所施設などと連携し、障がい者及び家族に対する犯罪被害や消費者被害の防止に関する出前講座を実施します。

○ 契約者・相談者の家族の協力を求めるとともに成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用に向け関係者と連携し、広く周知に努めます。

○ 犯罪被害や消費者被害の防止に当たっては地域が一体となって取り組むことが有効であることから地域・町内会などに対し、犯罪事例や障がい者を対象にした被害事例を提供します。

6　差別の解消及び権利擁護の推進

（１）障がいを理由とする差別解消の推進

■現状と課題

○ 障がいのある人がその人らしく地域で暮らすためには、障がいの有無にかかわらず、全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。

○ 社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

■施策の方向性

○ 現在、本市では、障がいのある人を取り巻く状況について理解を深めるための施策を推進することにより、障がいのある人の人格及び人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会を実現することを目的とした「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の制定に向け検討を重ねています。

○ この条例では、障がいを理由とした差別解消の未然防止策として、障がいや障がいのある人に対する市民への理解を深める周知啓発・研修を実施することや条例推進会議の設置、事後対応策として相談・紛争解決機関の設置などを定めています。これらの取組みを推進することで、障がいを理由とした差別の解消等を図り、共生社会の実現していきます。

（２）権利擁護の推進

■現状と課題

○　地域で安心して自立した生活を送ることができるように、障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。

○　障がい者や家族が地域で安心して自立した生活をしていくためにも、一層の権利擁護を推進していくことが必要です。

■施策の方向性

○　障がい者や家族の権利擁護のため専門相談の実施や、成年後見制度の利用に係る費用を助成していますが、必要とする方が円滑に利用できるよう、制度の普及に努めます。

（３）障がいと障がい者に対する理解の普及

■現状と課題

○　社会全体には障がいや障がいのある人に対する偏見や誤解、無理解がみられ、障がいのある人が差別を受けたり、不快な思いをしているケースがあります。

○　これらのケースを解消するには、周囲の人たちが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また理解を広めることが必要です。

■施策の方向性

○　啓発活動を通じて、障がいの有無、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人にとって住みよい社会となるよう合理的配慮の必要性やユニバーサルデザインの考え方を進めます。

○　「（仮称）障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例」の普及を進め、市民の理解を深める取組みを行います。

○　精神疾患に対する偏見をなくすために、当事者や家族会と連携しながら、正しい知識と理解の普及啓発に努めます。

○　学校教育においても、副読本を作成し、早い時期から発達段階や地域の特性に応じて、障がいや障がい者に対する理解が深まるよう引き続き啓発を行っていきます。

（４）福祉教育の推進

■現状と課題

〇 学校教育等を通じて、障がいに対する正しい理解や助け合いの心を広めるための福祉教育を進めていますが、国の動向や市条例の内容などを受け、さらに充実が必要です。

〇 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶ機会や、障がい児（者）とのふれあいの場や、子どもたちが学ぶ機会を増やしていく必要があります。

■施策の方向性

〇 学校教育等を通じて、障がいや障がい児（者）に対する理解を広め、共に安心して暮らしていける社会を目指していきます。

〇 子どもたちが同じ社会の構成員として、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育むよう、家庭、地域、福祉施設と学校などがともに連携して、障がい児（者）との触れ合いの場や、子どもたちが学ぶ機会、体験する場を増やしていきます。

〇 小・中学校では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが学ぶ場や居住地校交流の場を設けるなど、交流及び共同学習の推進に努めます。

〇 障がいや障がい児（者）の理解を図るために、総合的な学習の時間を活用し、障がいのある方を招いて話を聞く、実際に体験（点字や車いす等）をする、障がい児（者）の施設を訪問して一緒に活動するなどの体験的な学習にも取り組んでいきます。

〇 また、福祉に関する理念や現状などを、分かりやすく解説した福祉副読本を引き続き作成し、児童・生徒に配布します。授業での活用により、今後も学校での啓発に努めます。

（５）ボランティア活動の支援・推進

■現状と課題

○　ボランティアグループなどが活発に市民活動を展開しており、障がい者の施設や地域での生活を積極的に支援しています。市社会福祉協議会のボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進する人材を育成するとともに、学校、企業、団体などが実施するボランティア講座へ講師を派遣するほか、各種ボランティア講座を市民に身近な各区で開催し、情報提供を行うことで、ボランティア活動を支援しています。

○　今後も、より身近な場所でボランティア活動を行う人と、障がい者との交流やボランティア活動の場が必要です。

■施策の方向性

○　ボランティア活動を行って地域で障がい者を支えたい市民に、手話や点字、要約筆記、ガイドヘルプ等を知ることや学んだりすることの機会を増やすなど、ボランティア活動を推進する人材の育成に努めていきます。

第３部　計画の推進に向けて

１　庁内の協力体制

庁内関係部局の連携による協力体制を記載

２　当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力

団体や事業者等との協力体制を記載

３　計画の推進

障がい者施策審議会との関わりなどについて記載